

行政の窓

4月から「木材利用ポイント事業」が始まります

「木材利用ポイント事業」（林野庁直轄事業）について、事業の概要をお知らせします。

1 ポイント付与【次の工事等を行った場合にポイントが付与されます。（1ポイント＝1円相当）】

- (1) 木造住宅《新築・増築・購入が対象：H25.4.1～H26.3.31までに工事着手したものに限り》
 - ・ 対象工法によるもので主要構造材及び間柱において地域材を一定以上使用しているもの【30万ポイント】
 - ・ 施工業者及び木材供給する事業者の事前登録が必要
- (2) 内装・外装木質化《新築・リフォームが対象：H25.4.1～H26.3.31までに工事着手したものに限り》
 - ・ 一定面積以上の木材を使用した床・内壁・外壁の工事。【施工面積に応じたポイント加算あり。上限30万ポイント】
 - ・ 施工業者、木材供給する事業者及び登録建築材料の事前登録等が必要
- (3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等《H25.7.1～H26.3.31までに購入したものに限り》
 - ・ 詳細な要件は現時点では未定

2 ポイント交換【次の商品及びサービスと交換できます（商品及びサービスは公募により選定）】

- (1) 地域の農林水産品等（加工食品及び伝統工芸品を含む）
- (2) 農山漁村地域における体験型旅行
- (3) 商品券（全国商品券、プリペイドカード、地域商品券）
- (4) 即時交換（施工業者が行う別の木工事に係る代金への充当） 他

本事業に関する問い合わせ先については、次のとおりです。

問い合わせ先（電話） コールセンター：0570-666-799（有料） [受付時間] 9:00～17:00
 (HP) <http://mokuzai-points.jp>

木材利用ポイント事業のスキーム

